



新発田市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

(宛先) 新発田市長

年 月 日

申請者(保護者)氏名

次のとおり、施設等利用給付に係る認定を申請します。

		認定希望日(施設利用開始日)		年 月 日					
申請児童	ふりがな								
	氏名	現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒						
保護者	申請児童 との続柄	居住地	〒	連絡先 ※連絡の取れる順に記入してください。					
				①	②				
対象年齢	2歳児(申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある)			※市民税非課税世帯に該当する場合は、様式が異なりますので新発田市 こども課へお問合せください。					
保育を必要とする理由	(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他()
	(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他()

認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※1	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
-----------------------------	------	---------------------------------	------	---------------------------------

※1 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書等)を添付してください。

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入してください。

ふりがな			所在地	〒	TEL: ()
施設名			利用開始予定日	年 月 日	

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(※2)を利用する(予定含む)方は記入してください。

ふりがな 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 TEL: - -	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 TEL: - -	年 月 日

※2 子育て援助活動支援事業とは、ファミリー・サポート・センターなどを指します。

【同意事項】

以下のことに同意し、保護者の就労やその他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業での利用(※))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児病後児事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、新発田市子育てのための施設等利用給付に関する規則に基づき、次のとおり施設等利用給付認定に係る認定を申請します。

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者の代わりに、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- 認定を受けた場合でも施設での預かり保育対象人数が上限に達したことにより、ご利用いただけない場合もあります。
- 令和4年4月1日以降について、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める基準を満たす認可外保育施設を利用した場合のみ無料化の対象となりますので、基準を満たさない認可外保育施設を利用した場合は無料化の対象となりません。基準を満たした施設かどうかの確認については、新発田市内の施設については、新発田市ホームページにて確認できます。市外の施設については該当する市区町村へお問い合わせください。
- この申請は、新発田市子育てのための施設等利用給付認定に係る申請のため、3歳児以降の子育てのための施設等利用給付を受ける場合は、別途申請が必要です。

以上のことについて、同意します。

申請者(保護者)氏名

【裏面も、記載をしてください】

同居者を全員記入してください。

申請児童と保護者及び同居者	ふりがな 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	1		大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	2		大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	3		大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	4		大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	5		大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	6		大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	7		大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

添付書類等

「保育の利用を必要とする理由」毎に認定基準や証明書類が異なります。下記の表を確認のうえ該当する必要証明書類を添付してください。

保育認定基準			必要証明書類
1	就労等	(外勤) 児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合 (農業・自営業・内職) 児童の保護者が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合	勤務証明書 保育認定のための申立書(その1)・事業、内職を営んでいることが確認できる書類の写し
2	妊娠・ 出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その2)・母子手帳の写し
3	疾病・ 障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害等、その児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その2)・診断書・障害者手帳等の写し
4	介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあっているため、その児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その2)・介護保険被保険者証の写し・障害者手帳等の写し・診断書
5	災害 復旧	火災や、風水害や、地震などの不幸があり、家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その2)
6	求職 活動	児童の保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合	求職活動(起業準備)状況申告書兼誓約書・ハローワーク登録証等の写し
7	就学	児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その2)・在学証明書または学生証の写し

受付者記入欄

受付年月日	年 月 日	受付施設名
-------	-------	-------

市記載欄

認定の可否	認定区分	保育を必要とする理由
可・否 <input type="checkbox"/> 否とする理由)	<input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号	父() 母() その他 続柄: ()
認定者番号	認定年月日	認定開始日
	年 月 日	年 月 日